

# 山梨市商品券 取扱事業所 募集要領

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷と、物価高騰の影響を受けた市民や市内事業者の金銭的負担の軽減を図るために発行する商品券の取扱事業所の募集等について定める。

## 2. 商品券事業の概要

- (1) 名称 「山梨市みんなの商品券」(以下「商品券」という)
- (2) 発行者 山梨市 ※事務局は山梨市商工労政課に置くものとする。
- (3) 発行額 約170,000,000円
- (4) 発行数 約34,000セット
- (5) 券種 500円の商品券10枚(5,000円分)を1セット  
※①飲食・観光2,000円、②小売・サービス2,000円、③大型店(共通券)1,000円
- (6) 配布対象 全市民 約34,000人
- (7) 配布時期 令和4年8月中旬を予定(簡易書留による郵送)
- (8) 利用期間 令和4年9月1日(木)～令和5年1月31日(火)まで  
※令和4年度は、利用開始日が指定されております。ご注意ください。

## 3. 商品券取扱事業所の登録資格

- (1) 市内に店舗等を有している事業者であること。
- (2) 本事業に賛同し、本募集要領を順守するとともに、商品券の利用者へ商品の販売、サービスの提供を行うことを希望する事業者であること。
- (3) 消費の健全な拡大の観点から、本事業に沿わないと認められる事業を営む事業所は上記の規定に関わらず取扱事業所となることができない。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (5) 代表者又は役員等が山梨市暴力団排除条例(平成26年山梨市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

## 4. 商品券取扱事業所の登録方法

前項に該当し、取扱いを希望する事業所は、「商品券取扱事業所登録申込書」に必要事項を記入の上、申込書に記載した通帳の見開きのコピーを添付し、以下により提出するものとする。 **※登録料は無料**

- (1) 申請期限 令和4年7月20日(水)まで  
7月20日以降も順次受付しますが、商品券発送時の店舗一覧表への掲載が出来ません。ホームページは随時更新します。
- (2) 提出先 山梨市役所商工労政課  
山梨市小原西843番地 ☎0553-22-1111 (内線2362)

## 5. 商品券の換金

(1) 換金方法 市指定の「換金申請書」に加え使用済商品券を添えて市役所商工労政課へ持参。

### ※換金に伴う手数料は無料

(2) 換金申請日 今年度は換金申請日の指定があります。

事務局で確認後、指定口座への送金

(3) 口座振替日 毎月15日・末日（9月のみ末日）

※但し、上記該当日が休日（土・日・祝日）の場合は、翌開庁日とする。

(4) 換金受付期間 令和5年2月20日（月）まで

※上記日程の詳細は、登録が完了した事業所等に後日郵送する「取扱店 マニュアル」でご確認下さい。

## 6. 利用できない商品等

- (1) 国税、地方税、使用料等の支払い及び公共料金等の支払い
- (2) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場等の不動産に関わる支払い
- (6) 買掛金、未払金等の支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) その他、取扱事業者が指定するもの

## 7. 商品券取扱事業所の注意事項

- (1) つり銭は出さないこと。
- (2) 商品券と現金の交換はできないこと。
- (3) 商品券の紛失及び盗難に対し、市はその責を負わないこと。
- (4) 利用期間が、令和4年9月1日から令和5年1月31日までとなっているため、利用期間以外は、商品券を利用しないこと。利用期間終了後、商品券での利用があった場合、換金できませんのでご注意ください。
- (5) 今年度の商品券には、令和4年度の表示がありますので、令和4年度の表記がない商品券は受け取らないこと。

※後日、登録申請のあった事業所（店舗）には「商品券取扱事業所登録証」等をお送りいたします。

<お問い合わせ先>

山梨市商工労政課（商工労政担当）

☎0553-22-1111（内線2362）

## 山梨市商品券 取扱事業所の区分

### ○飲食・観光 ※2,000円+1,000円（共通券）が使用可能

飲食業、宿泊業（ホテル、旅館、民宿等）、運輸業（バス・タクシー会社等）、みやげ品販売、旅行業（旅行代理店等）、体験・レジャー産業、温泉 など

### ○小売・サービス ※2,000円+1,000円（共通券）が使用可能

小売店（食料品・衣類・寝具・家具・建具・家電・宝飾品・時計・メガネ・化粧品・医薬品・コンビニ）、自動車・二輪車関連（整備・販売等）、ガソリンスタンド、玩具、クリーニング、住宅関連、建設業、製造業、理容美容店等、教養、教育、書籍、雑貨、医療機関、その他（飲食・観光／大型店を除く業種）

### ○大型店 ※1,000円（共通券）が使用可能

大型店舗：大型小売店舗立地法に基づく基準面積(1,000㎡以上)で、本社が山梨市に存在しない事業者)